

議案第 5 7 号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とする。

平成26年8月29日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

議会の議決を経た上、市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めたため

住居表示実施区域図

別図

